平成２２年（フ）第５４５号
静岡県駿東郡長泉町南一色404番地の１　サンビュー南一色202号、前住所静岡県三島市松が丘１番地の８　シャリエ三島松が丘204
債務者　小川まゆみ
１　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　坂部　利夫
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月11日午前11時
５　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第６７５２号
大阪府豊中市二葉町１丁目11番18号
債務者　籠谷　信一
１　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　衛藤　祐樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月24日午後３時30分
５　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１１５５号
兵庫県西宮市東山台１丁目14番地　５番館401号
債務者　福田　　勝
１　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　川口　丹子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月24日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第３９８号
山形県天童市三日町２丁目１番12号　コーポ幸203号
債務者　丹　　洋明
１　決定年月日時　平成23年１月17日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３９９号
山形県東村山郡山辺町大字山辺1228番地14
債務者　中野　宏昭
１　決定年月日時　平成23年１月17日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４０２号
山形県東根市羽入東６番22号ピーチハウスⅡ－211、住民票上の住所山形県最上郡最上町大字満澤493番地
債務者　岸　　直美
１　決定年月日時　平成23年１月17日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４０６号
山形県上山市小笹172番地
債務者　鈴木　美紀
１　決定年月日時　平成23年１月17日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３号
函館市湯川町２丁目29番20号
債務者　向山　豊吉
１　決定年月日時　平成23年１月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第４号
函館市宇賀浦町９番18号
債務者　浅坂　和枝
１　決定年月日時　平成23年１月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第５号
函館市昭和３丁目36番７号
債務者　泉田　明美
１　決定年月日時　平成23年１月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第６号
北海道上磯郡木古内町字本町703番地
債務者　山口　仰祐
１　決定年月日時　平成23年１月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第３１４号
群馬県館林市足次町31番地の１　ハイツＡ－103
債務者　清水　和美
１　決定年月日時　平成23年１月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
前橋地方裁判所太田支部

破産手続終結

平成２２年（フ）第５７６９号
大阪市淀川区西中島５丁目11番９号
破産者　浪速コンサルタント株式会社
１　決定年月日　平成23年１月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３３６号
札幌市中央区北５条西18丁目１番地４　Ｎビル４Ｆ
破産者　株式会社シンワ設備
１　決定年月日　平成23年１月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成１９年（フ）第６０５号
埼玉県春日部市上蛭田240番地５
破産者　有限会社大宝建設
１　決定年月日　平成23年１月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第６６号
三重県津市片田新町60番地３
破産者　宮田　正美
１　決定年月日　平成23年１月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２５４号
兵庫県加古川市西神吉町岸554－48、開始決定時の住所岡山市中区円山284番地１
破産者　岡本悠紀子
１　決定年月日　平成23年１月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部